

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 2 号に掲げる小型機船底びき網漁業手繰第二種漁業につき、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
うにびき網漁業	17 隻	10 トン未満	定めなし	東共第 29 号共同漁業権漁場の区域	2 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 東共第 29 号共同漁業権の行使権者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 6 年 12 月 2 日から 令和 7 年 1 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）使用漁具の数は、1 ヶ統とする （2）漁業権漁業を妨げてはならない （3）混獲したひとで類は、海中に投棄してはならない （4）日没から日の出までの間は、操業してはならない